

## 議案第 1 1 7 号

渋川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例  
渋川市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 2 0 年渋川市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第 4 条第 2 号中「第 1 0 4 条第 4 項第 2 号」を「第 1 0 4 条第 7 項第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の渋川市職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 4 1 号）による改正前の学校教育法（以下この条において「旧学校教育法」という。）第 1 0 4 条第 4 項第 2 号の規定により旧学校教育法第 8 3 条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第 9 1 条に規定する専攻科及び旧学校教育法第 9 7 条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

理 由

学校教育法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する 条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（大学等教育施設）</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって、同法<u>第104条第7項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>（3） （略）</p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（大学等教育施設）</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって、同法<u>第104条第4項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>（3） （略）</p>